

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	日本私立学校振興・共済事業団への指定寄付金の範囲の拡大（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団が新たに実施する「若手・女性研究者奨励金（仮称）」への寄附を行う法人等を対象とした措置である。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団が新たに実施する「若手・女性研究者奨励金（仮称）」への寄附を、法人税の全額損金算入が受けられる指定寄付金の対象とする。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲0.8 （ ） [平年度] ▲0.8 （ ）</p> <p>[改正増減収額] （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>グローバル化が進展する中、我が国が世界の中で存在価値を高め、発展していくための人材を育成するには、その基礎となる教育と学術研究の充実が必要である。</p> <p>特に、学術研究の未来を担う若手研究者や、能力があるにも関わらず、様々な事情により、その力を十分に発揮できてこなかった女性研究者に対する重点支援を行うことは、我が国の国際競争力を高め、人口減少・少子高齢化社会において持続可能な経済社会を構築していくために極めて重要である。</p> <p>このため、私立大学等における優れた研究能力を有する若手研究者及び女性研究者の研究意欲を高め、研究の発展を支援するため、企業等の多様で幅広い方面からの民間資金の募集を可能とするよう、税制上の措置等により寄附募集しやすい環境を整備する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>我が国の国際競争力の向上に資する若手・女性研究者の育成を図るためには、国費による支援に加え、社会全体で若手・女性研究者支援を行う仕組みを構築することが極めて重要である。</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団においては、従来から、企業等の寄附金の運用益による「若手研究者奨励金」により若手研究者の研究支援を行ってきたが、これに女性研究者に対する重点支援という観点を加えた「若手・女性研究者奨励金（仮称）」を新たに設け、その資金として民間資金を活用することとしている。当該奨励金に対して企業等が寄附を意欲的に行う環境を構築し、社会全体で若手・女性研究者の支援を拡充していくためには、税制上の措置を講じることが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備 施策目標 9-1 学術研究の振興</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2015 第 2 章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮 [1] 全ての女性が輝く社会を目指す。このため、「女性活躍促進のための重点方針 2015」に基づき、取組を加速する。行政、経済等各分野での女性の参画拡大、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成・・・を積極的に進める。</p> <p>女性活躍促進のための重点方針 2015 2. 社会の課題解決を主導する女性の育成 (1) 科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成 我が国の持続的成長を確保するためには、研究者・技術者・技能者など、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成を大胆に進める必要がある。</p>
	政策の達成目標	日本私立学校振興・共済事業団が実施する「若手・女性研究者奨励金（仮称）」により、私立の大学・短期大学・高等専門学校における若手・女性研究者の支援の充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成 27 年度 若手研究者奨励金 配付実績 42 件 19,400 千円（うち女性研究者 11 件 4,700 千円）
有効性	要望の措置の適用見込み	寄付金目標額 40,000 千円/年 交付目標額 40,000 千円/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	毎年度の「若手・女性研究者奨励金」交付見込み <若手研究者> 40 件 20,000 千円 <女性研究者> 40 件 20,000 千円
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【所得税】 ・日本私立学校振興・共済事業団への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除（寄附金控除）（所得税法第 7 8 条）</p> <p>【法人税】 ・日本私立学校振興・共済事業団への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第 3 7 条） ・日本私立学校振興・共済事業団への寄附金のうち、学校法人が設置する私立学校に充てられるものについては、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第 3 7 条）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		なし
	要望の措置の妥当性	若手研究者及び女性研究者がその能力を十分に発揮できるよう、研究基盤の整備を図るためには、十分な規模の寄附金額を確保する必要があり、そのためにも、法人が寄附しやすく、かつ寄附に対する意欲を惹起するための当該措置は急務である。

<p>負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>